

情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第18回）議事概要

日時：2021年6月14日（月）16時00分～18時00分

場所：Web開催

構成員）宍戸座長、生貝構成員、石原構成員、伊藤構成員、井上構成員、太田構成員、
落合構成員、高口構成員、小林構成員、立谷構成員、田中構成員、長田構成員、
日諸構成員、藤本構成員、古谷構成員、真野構成員、美馬構成員、森構成員、
森下構成員、森田構成員、山本構成員、若目田構成員

説明員）凸版印刷（株）

オブザーバー）内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会、
一般社団法人日本IT団体連盟
事務局）総務省、経済産業省

□資料18-1 「情報信託機能を活用したデータポータビリティの実現等に係る調査」データポータビリティの実現に向けた調査 ご説明資料」について凸版印刷（株）より説明。

□資料18-2 「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会とりまとめ（案）」について事務局より説明。

□資料18-3 「前回のご議論を踏まえた今後の検討の進め方について」について事務局より説明。

□意見交換

<令和3年度総務省情報信託機能活用促進事業>

●消費者を対象に実証をするということだが、どのような属性の人に受容性が高いのかも分析してほしい。参考になる事例として、総務省の消費者行政二課の通知同意の実証事業がある。企業のデータ利用に関する抵抗感といった、プライバシー感度に近いようなものを軸として分析すると有効と思う。

●消費者に対する説明の仕方は、開示請求権の委任という形を説明するのではなく、データポータビリティのサービスを利用してもらうというアプローチの方が受け入れやすいものになると思う。

●データの取得方法のうち、スクレイピングは情報量が限られるため、実証ではスクレイピングで実施するとしても、インタビューで深掘りする際には、スクレイピングに限るものではなく、APIなりを使ってより充実した情報がやり取りされることを念頭に行うとよい。

●ダウンロードとスクレイピングのモデルで、生活者がダウンロードして情報銀行にアップする、あるいは、スクレイピングして情報銀行に転送するというのは、生活者の負担が大きく使い勝手が悪いのではないか。

●ユーザーがスクレイピングを自分で行うのであれば問題ないが、情報銀行が行う場合、ユーザー権限を全て情報銀行に与えることになり、開示請求だけではなく、色々なことができってしまう。情報銀行は目的に限定した使い方をしなければならず、同時に、ユーザーに対し

て情報銀行がアクセスできる状態になることを説明しなければならない。どのようにスクレイピングを行うのか、ユーザーへの説明も含めて検討していただくと良い。

●ユーザーがダウンロードしてアップロードをするところは煩雑になってしまうため、課題の1つだと認識している。また、ユーザー権限は、APIであれば認可範囲を絞ることもできるため、スクレイピングの課題と思う。一方、今後データポータビリティの仕組みとしてスクレイピングを推奨することは考えにくいいため、スクレイピングやダウンロードでの課題として挙げて、これらの課題を解決するためにAPIをどのように設計すると良いか今回の調査で明らかにしていきたい。

●P17のデータ連携フローについて、データ提供先から情報銀行に「料金プランのおすすめ」という矢印が出ているが、情報銀行におすすめして終わりなのか。また、「画面表示内容をアプリから自動送信」とあるが、生活者がアプリから自動送信されることをどのように理解するのか。

情報銀行におすすめして終わりではなく、生活者が、情報銀行の Recommend 画面に「情報銀行に Recommend が届きましたよ」という通知を受けて、Recommend 画面を見に行くというプロセスがある。画面表示内容をアプリから自動送信というのは、ログインをした後に自動的に情報銀行が必要な情報を取得するもので、生活者にどのように説明するのかは検討しなければならないと考えている。

●ある事業者が持っている情報を、情報銀行を介して左から右に移すことが想定されているように見えるが、様々なデータソースから本人の情報を情報銀行に預けてより詳しい情報の像ができあがることに、情報銀行を介する価値とリスクがある。マルチソースの難しさやクリアの仕方が見えてくると良い。また、今回は比較的セクタースペシフィックに見えるが、様々なセクターを超えた水平的なデータポータビリティを行うことの難しさも検討してほしい。最後に、パーソナルデータだけ移せば本当にスイッチングができるのかという問題がある。ヨーロッパでは、GDPR の対象データだけではサービスの乗り換えができないため、デジタルコンテンツ供給契約指令にて、コンテンツも含めて移す措置を導入していることもあり、特にスイッチングではノンパーソナルな部分も考えていく必要がある。

●ダウンロード、API、スクレイピングという3つの方式は、インターフェイスの良し悪しのほかにも、情報を取ってくる側と情報を出す側の各事業者のコストや手間が評価に影響してくる部分がある。API が全ての意味で優れているわけではないため、事業者から見た場合に実現可能性があるのかという視点や、利用者の使い勝手の評価と客観的なセキュリティ確保とが両立するとは限らないことも含めて考えるべき。

●生活者にとって、データポータビリティを通して得られるサービスは、どれだけリアルタイム性のあるものなのか。行動履歴や移動履歴がリアルタイムで提供される場合の問題についてはどう考えるのか。

●今回の実証の中ではリアルタイム性はないが、どのようにすればリアルタイムで情報を提供先に移すことができるのかについても検証していきたい。

●データ提供元の事業者は開示請求に応じるというスタンスなのか、情報銀行事業者との

提携サービス、契約に基づいてこのような事業をやっていくというものなのか。

●「提供元からするとデータを提供するメリットはない」といった反応もあったが、例えば、P12の上2つのケースの場合、情報を提供して足りない栄養素が分かると、それを補うために何かを購入することが考えられるため、提供するメリットもあるということはまとめた。消費者が開示請求権に基づきデータを取得する形に閉じず、消費者に対してもデータ移転することのメリットを伝え、提供元も提供先もそのメリットを享受できるようなサービスとしてどう実現できるか考えていきたい。

●生活者向けオンライン調査については、どのような調査項目・質問文にするかで回答が変わってくるため、慎重に正確な調査をしてほしい。例えば、個人情報保護法に関する認知度と理解度を聞く点について、理解度を聞くというのは極めて難しく、「理解していますか」という質問は理解度に対する自己認識が回答されるに過ぎず、これと実際の理解度との比較までしなければならない。また、支払い許容額を聞く点では、一般的にはCVMという方法が用いられることが多い。今回の調査については時間等の制約があることから今後の参考という意味だが、こういった調査ではある程度CVM等の学術的なスキームも参考にすると、より精緻な調査になると思う。

<情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会とりまとめ(案)>

●健康・医療分野の情報の取扱いについて、「検査結果等」として、検査情報だけではなく処方情報も入っていることが分かるような記述にするべき。

●レベル0情報の統計データ、匿名加工情報は、情報銀行から出ていく際に統計データ、匿名加工情報であれば良いということか。また、PHRの検討を考えると、マイナポータルの自己情報取得APIから取得できる情報が該当するのか明確にすると良い。

●情報銀行から出ていく情報ではなく、情報銀行が取り扱うか否かについて示したもの。マイナポータルから取得できる情報についてはPHRと同じ範囲になると考えており、レベル2情報に該当する。レベル2情報の範囲については、PHRの議論を踏まえて引き続き検討する必要がある。

●P12の「広く普及し…」という部分は、例としてポイントカード番号が挙げられていたが、IDやIDFAも含まれると考えてよいのか。ポイントカードについて、「提供先で個人情報と照合ができない状態にすること」に当てはまらないケースはあるのか。

●「広く普及し」というのは違和感があるかもしれないので、「複数の事業者で共有しているような符号については」といった表現にすることを検討するべきと思う。

●世帯等構成員情報のユースケースには情報銀行のサービスではないものも入っていて、どう絡むのかわからない。また、再提供禁止の例外で、マネーフォワードだけがクローズアップされていることには違和感がある。

●個社名、特定のサービスを取り上げる場合、情報銀行について説明する上で必然性があるかということを読者目線で確認させていただく。

●P17で追記された「個人の指示のとなされる」という要件は、一つ上にも同じように入れておいた方が良いのではないか。

●P20 以降のタイトルは、「世帯等構成員」を定義しているのので、全て「世帯等構成員」にした方が良い。

<前回の議論を踏まえた今後の検討の進め方>

●プロファイリングの範囲や定義がぶれる可能性があるため、その辺はきっちりしておいたほうが良い。

●情報銀行におけるプロファイリングをどう扱うべきかという話に閉じているように思うが、データ提供先でも要配慮個人情報の推知をしないようにするための議論、検討も必要ではないか。

●信用スコアの取扱いを検討した際、情報銀行が信用スコアを作る場合だけでなく事業者に提供する場合も検討した。今回も同様に、提供先で扱う場合についても議論の対象になると考えている。

●P3 に「本人の意図・想定しない目的に利用されたり、本人にとって不利益となるリスクが高まることも懸念される」とあるが、実際にどのような想定しない目的に利用されるのか、どのようなリスクがあるのか、ある程度分類可能な形で提示して検討する必要がある。

●情報銀行自身が生活者から集めた情報をプロファイリングしたり、信用スコアを作成して付加価値を付けて第三者提供したりすることがビジネスになると、情報銀行自身に固有のインタレストが発生するため、生活者のインタレストと合致するのかという点は重要。

●外国法との関係では、GDPRに加えて、4月に公表されたAI規則をあわせて見る必要がある。AI規則では、特定の用途のAIを禁止したり、ハイリスクと指定してコンフォミティアセスメントをしなければならないという規則を設けている。情報銀行で行われたプロファイリングが、リスクの高い領域に使われるのか、使われ過ぎないようにどうするのかといった観点から考えていくことも重要。情報銀行がAIプロファイリングをする際には、コンフォミティアセスメントと同様のことを行うといった仮想課題を考えてみるのも良い。

●情報銀行が個人から信託を受けて個人情報を安全に扱う主体であることを前提に、そもそも情報銀行としてやっていいプロファイリングなのかどうかという部分について、データ倫理審査会などで議論した上で、P15の信用スコアの取扱う場合の留意点にある同意取得は補完的に併用するものとして判断すると良いのではないかと思う。

●プロファイリングにおける課題に関連して、諸外国では顔認証情報の取得禁止やAIの利用制限といった措置も検討されているが、どういった範囲まで情報銀行で議論の対象とするのか、諸外国の議論と比較して十分な検討をしたといえるよう、整理できたほうが良い。また、情報銀行では個人情報保護法を遵守することが前提であるが、令和2年改正対応の議論において、令和2年改正部分を満たしていれば良いとするか、もう少しプラスしたほうが良いのか考えながら議論すべき。

●個人起点である情報銀行が、個人起点のものではない「信用スコア」を作るという部分に関して、そもそも情報銀行で信用スコアを作ることが個人起点なのか、信用スコアを作るとしても個人のコントロールはどこまで許されるべきなのかという点は議論したい。

●個人情報保護委員会に伺いたいのが、プロファイリングの有無を超えて、どのようなプロフ

アイリングをしているのか、プロファイリングの種別等まで個人情報保護委員会のガイドラインでは考えているのか。利用停止請求権との関係はどのように考えているのか。

●ガイドラインでは、自分の情報がどのように扱われているかを本人が把握できるようにすることを目的として、利用目的をできるだけ特定することを盛り込んでいる。プロファイリングの有無だけではなく、実際にどのような情報を使ってどのように分析しているかをわかりやすく利用者の方に伝えて欲しいというもの。今後の実際の使われ方も踏まえながら、具体例をより詳細に示していきたい。

●J.Scoreが信用スコアを既に実施しているが、他の領域のユースケースも知りたい。また、IT 連で J.Score の審査を行った際に、審査の過程で何に留意したのか、課題として何が出てきたのかも伺えると良い。

●個人のコントロールについて、どこまで本人が関与し、どこまでデータ倫理審査会等が個人のチェックを代行するような形でその適切さを担保していくのか、個人の関与とデータ倫理審査会のチェックのバランスも重要な課題と思う。

●認定基準を最終的なアウトプットとして想定しているため、認定制度がどのようなものかということ踏まえる必要がある。認定基準は一般の個人情報取扱事業者には課されていない制約を個人情報保護法に上乘せしてかけるものであり、法律上許されるレベルであればよいという話ではなく、認定基準としての制約を前提として議論すべき。また、信用スコアの取扱いでは社会的な影響が考えられていたように、社会にとって危険なプロファイリングは情報銀行においても提供先においても禁止されるというルールを考えていくことは意義があると思う。

●プロファイリングについてもスコアリングについても、提供先が行う場合と情報銀行が自らのために行う場合の2つの視点がある。今後の議論では、情報銀行が取り得る行為の話と、提供先が何らかの行為をする場合の情報銀行の振る舞いは分けて議論すべき。

●情報銀行は要配慮個人情報を扱わないという考え方であるため、その整理をまずはしっかりすることが重要。その後に EU の AI 規則等も含めた広がりのある議論をしていくと良い。プライオリティを考えていく必要がある。

●プロファイルは目に見えていない中で色々な企業が既に行っている行為だと思う。プロファイルの部分を前面に出して、生活者の確認を取りながら生活者の利便性に寄与していくとなると、従来行っていたプロファイルとどう棲み分けするのか議論していきたい。

以上